

令和元年6月3日現在

機関番号：11101
 研究種目：基盤研究(C)（一般）
 研究期間：2016～2018
 課題番号：16K03335
 研究課題名（和文）優越的地位の濫用（相対的優越的地位の濫用）問題に関する民事訴訟の役割と問題点
 研究課題名（英文）The role of civil litigation and problems related to Abuse of superior bargaining position
 研究代表者
 長谷河 亜希子（Hasegawa, Akiko）
 弘前大学・人文社会科学部・准教授
 研究者番号：00431429
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：まず、豪州のフランチャイズ（FC）規制の現状分析を行った。豪州では、FC契約には、競争法上の非良心的行為（日本の独禁法上の優越的地位の濫用に類似）規制・FC行動規約（FC法）・標準約款規制法による規制がかかる。日本でもFC本部の加盟者に対する行為が優越的地位の濫用行為であると立証することは難しいが、豪州でも非良心的性の立証が難しく、それゆえに約款規制の重要性が強調されていた点は大変示唆的である。

加えて、フリーランス（個人事業主）に対する発注者及び仲介業者による濫用行為等に関して、独禁法とりわけ優越的地位の濫用による規制の可能性について、これまでの判例等を参考として検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

FC本部と加盟者との間で生じる諸問題や、フリーランス（とりわけギグ・ワーカー）とその発注者間で生じる諸問題を、独禁法上の優越的地位の濫用規制により解決しうるかに関して、その可能性と解釈上の限界・問題点（「優越的地位」や「著しい不利益」の立証の難しさなど）について論ずるとともに、とりわけFC問題に関しては、主として豪州の法制度を参考としながら、それを補う他の法制度（例えばFC法や約款規制法）の重要性について明らかにすることができたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：I mainly researched the legal regulation of a franchising system in Australia. Australian Competition and Consumer Commission regulates a franchising system by regulation of unconscionable conduct (Similar to regulation of abuse of superior bargaining position in Japan), Franchising Code of Conduct and regulation of Unfair Contract Terms (UCTs). In Australia, it is difficult to prove the unconscionability of the behavior of a franchisor. It is also difficult to prove Abuse of superior bargaining position in Japan. Therefore, I suggested that the regulation of UCTs is indispensable for regulation of franchising problems.

I also discussed the issues related to freelancers. Recently, many problems happen between a freelancer and an outsourcer and I considered whether those problems may be resolved by the regulation of Abuse of superior bargaining position.

研究分野：経済法

キーワード：フランチャイズ 独占禁止法 優越的地位の濫用 約款規制 フリーランス ギグ・ワーカー 競争法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、日本の独禁法上の優越的地位の濫用規制(独禁法2条9項5号)は、日本独特の規制とされることが多かった。しかし、近年、例えば、大規模小売業者による購買力濫用問題が国際的に大きな問題となるにつれ、当該問題に取り組む諸外国・地域が増加してきた。他にも、豪州の競争法には、日本の優越的地位の濫用行為と類似の非良心的行為の規制がある。このように、いわば相対的優越的地位の濫用問題の規制が諸外国においても行われていることが明らかになってきた。

(2) ただし、優越的地位の濫用規制は、管轄官庁たる公正取引委員会が積極的に執行するのであればともかく、民事訴訟において被害者側が優越的地位の濫用を主張し、その主張が認められた事例は極めてまれである。そこで、主として、諸外国、今回は豪州の規制に目を向け、上記非良心的行為規制の難点、それへの対処(他の立法などの施策)などについて研究を行い、日本の優越的地位の濫用規制への示唆を得ることとした。

2. 研究の目的

(1) 優越的地位の濫用(相対的優越的地位の濫用)規制の問題点、中でも解釈上の問題点を探り、その問題に対処するために、いかなる対応策をとるべきかに関して示唆を得るために、一つは豪州のフランチャイズ(FC)規制に着目をした。豪州では、FC契約には、競争法上の非良心的行為(日本の独禁法上の優越的地位の濫用に類似)規制・FC行動規約(FC法)・標準約款規制法による規制がかかる。このように、非常に様々な規制ツールが用意されている上に、これらの法規制は、各規制の立法・改正過程を見ると、制定後の運用面で問題点が浮かび上がり、その問題点に対処するために改正・立法を行ったという流れを見るのに適しているためである。

(2) もう一つ、フリーランス(個人事業主)中でもギグ・ワーカーが直面する諸問題、とりわけ発注者及び仕事の仲介業者との間で発生する諸問題に、独禁法がどこまで対応できるか否かについても注目をした。同問題の対処には、主として独禁法上の優越的地位の濫用規制が適用されることが念頭に置かれているが、果たしてどこまで対応できるか、そして、独禁法では対応のできない諸問題について、他の経済法(下請法、中小企業等協同組合等)がどこまで補えるかを見ることで、優越的地位の濫用規制の射程について検討することを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 豪州のFC規制の分析に関しては、競争法上の非良心的行為(日本の独禁法上の優越的地位の濫用に類似)規制・FC行動規約(FC法)・標準約款規制法の3法律に関して、それぞれの制定過程・改正過程・規制内容の分析・事例分析・関連論文等の分析を行うことが主たる研究内容となる。

(2) ギグ・ワーカーに関しては、まず現状の把握が重要なポイントとなる。そこで、この数年相次いで発表されたフリーランスやギグ・ワーカー関連の種々の報告書(経産省・厚労省・公取委・さまざまな研究所・シンクタンクなどによる)を分析し、ギグ・ワーカーの概数、及びその諸問題等について明らかにするとともに、独禁法・下請法等がどこまでその問題に対応できるかに関して明らかにすることを目的として研究に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 豪州は、競争消費者法に、日本の独禁法上の優越的地位の濫用規制に類似した非良心的行為規制を盛り込んでいる。豪州の競争当局(ACCC)は、これにより、FC本部が加盟者に不当な負担を課す行為を規制している。また、FC行動規約によってFC契約締結前の情報開示の充実を図り、さらに、FC本部・加盟者間の紛争処理については義務的調停制度を取り入れている。加えて、2016年11月以降、小・零細加盟者の場合、標準約款規制法による保護も受けられることとなった。

豪州がFC規制に力を入れる背景としては、豪州経済の健全性は、小・零細企業が不公正取引の被害者となることなく経済活動に取り組めるか否かにかかっていると見て、競争当局が小・零細事業者の保護に注力していることが挙げられる。FC加盟者の多くは小・零細企業であるがゆえに、FC問題も小・零細企業に対する不公正取引規制の一つとして取り組むべき問題とされている。また、非良心的行為規制は、優越的地位の濫用規制と同じく、定義が曖昧な条項であることから、私訴においても救済手段として機能しうるかは、ACCCが規制事例を増加させることができるか否かにかかっていると一貫して指摘されてきた。実際、ACCCが、FC本部の行為が非良心的であるとして規制した事例は10件以上存在する。

義務的調停制度については、FCは構造的に本部・加盟者間に交渉力等の様々な格差があるということを前提として、そのような当事者間での問題が真に解決に至るには、いかなる紛争解決制度とすればよいのかに関して、行動規約改定のたびに相当の議論を重ねている。FC契約は、長期にわたるものも多く、そうなると、当初予定しなかった問題が発生する可能性が高いことが想定される。そして、何らかの問題が発生した際には、可能な限り早くに話し合いの機会を

設けた方が解決の可能性が高い。加えて、本部・加盟者間には力の格差があることから、当事者間の話し合いにゆだねたのでは対等な話し合いにならない可能性がある。そこで、OFMA (Office of the Franchise Mediation Advisor) を設け、調停員を派遣する制度を整えている。

標準約款規制法に関しては、もともと、2010年に不公正約款を規制する約款規制が豪州消費者法に新しく設けられた。当初、対象は消費者契約のみだったが、2016年、規制対象を一部の事業者間の約款契約(契約当事者の一方の従業員が20人未満=small businessの場合。以下SB)にまで拡大した。改正議論では、1)SBを不公正取引から保護することの重要性、約款契約における消費者とSBとの類似点(専門性や交渉力に欠けること、同業種では同様の契約が用いられていること、基本的に契約を受け入れるか否かの選択肢しかないことなど)、2)非良心的行為規制等の機能不全ゆえに包括的な不公正行為規制が重要であること等について議論がされていた。例えば、非良心性の立証が難しいこと、不当な契約条項の存在それ自体を違法とはできないこと、契約締結前の契約開示規制を充実させても不当条項自体は減少しないことである。このように、主として非良心的行為規制の不足を補うことが意図されており、FC契約にも大きな影響がある。

規制当局であるACCCは、2016年11月の改正法施行に先立ち、FC契約を含む46の事業者間約款を分析した上で問題点を指摘し、契約の修正を要望した。一方的改訂条項(本部が無制限かつ一方的に契約等を改訂できる規定の有無)、損害賠償の予定(純粋損害を反映した額か否か)、契約終了後の競業避止義務(正当な利益を保護する範囲内か)、解約に関する条項(不合理な解約権限を本部に与えていないか)等の問題点が指摘されている。

一般的にFC契約は約款契約であるとされ、その契約はFC本部が作成する。加えて長期の不完備契約であることから、本部は大きな裁量を有する。となると、本部がどのように権利を行使して加盟者に如何なる負担を課すのか不明確で、加盟者のリスクと不確実性は増す一方である。従って、このようなFC契約の規制に、約款規制が大いに役立つだろうとの期待が寄せられている。

(2)昨今、短期・不定期の仕事を受注するフリーランサー(ネット経由で仕事を受注するギグ・ワーカーも含まれる)、フードデリバリー等の配達員など、労働者ではないものの同様の働き方をしている者が少なくない。そして、発注者が彼ら・彼女らに対して、欺瞞的な勧誘、支払い代金の不払・支払遅延、不当な低報酬、不当な条件の押し付け等の行為を行っているということが問題視されている。しかし、それらの者は労働者ではないため、労働法による保護を受けられない。そこで、独禁法とりわけ優越的地位の濫用による規制の可能性について、2018年2月に公正取引委員会競争政策センターが公表した「人材と競争政策に関する検討会報告書」で示されている考え方や、これまでの判例等を参考として検討を行った。

上記個人事業主が、発注者等の行為を優越的地位の濫用であるとして提訴する場合を想定すると、上記のような個人事業者の中には、短期間で次々と取引相手たる発注者が変わる者も少なくない。1回限りの取引の場合にも発注者の取引上の地位の優越性は認定されるが、役務提供者の「発注者に対する取引依存度」や「取引先変更の可能性」といった、従来からの基準に依拠して優越的地位の有無を判断するとすれば、優越的地位が認められない可能性がある。

規制の迅速性や、規制対象の明確性という点では、独禁法よりも下請法の方が秀でていて、適用対象に限定があり、下請法の対象とならない場合(例えば、契約書面交付義務を想定すると)途端に問題解決が難しくなるという状況に直面する。様々な報告書・論文等で主要問題として指摘されている低報酬問題に関しては、発注者と働き手(個人事業主)の間での報酬基準の取り決めが、独禁法により禁じられているカルテル(不当な取引制限)に該当すると指摘されるのを避けるには、中小企業等協同組合法上の協約制度を活用するという方策もあるが、同法には争議権がなく、話し合いに応じない発注者に対して組合との交渉に応じさせる強制力もない。

ギグ・ワーカーを含むフリーランスと発注者との間で生じる問題には多種多様なものがあり、経済法によって対処できる範囲は極めて限られる。

(3)上記4の(1)(2)を総合すると、優越的地位の濫用規制は、規制官庁たる公取委が適用をする場合であっても、迅速性に欠ける。また、民事訴訟においては、「優越的地位」や「著しい不利益」の立証がかなりのハードルとして働く上に、契約書に不当な条項が盛り込まれていたとしても、その存在それ自体をもって違法とすることはできないという点を問題として指摘できる(豪州は、この点に対応するため約款規制を導入した)。加えて、当事者間に大きな格差がある場合(まさに一方が優越的地位を有している場合)ほど、当事者間での問題解決は難しく、紛争解決過程にも目配りをして制度設計を行う必要があると考えられる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5件)

— 長谷河 亜希子、ギグ・ワーカーと経済法、法律時報、91巻3号、2019、76-79、査読無

— 長谷河 亜希子、優越的地位の濫用による25条の損害賠償請求〔セブン・イレブン・ジャパン事件〕、『経済法判例・審決百選(第2版)』、査読有、2017、230-231

— 長谷河 亜希子、土田 和博、独占禁止法と農業協同組合、協同組合研究誌にじ2017臨時

- 増刊『農協改革を協同組合から問う』、2017、59 - 68、査読無
- 長谷河 亜希子、オーストラリア標準約款契約規制法と Small Business フランチャイズ契約規制の一手法として、『独占禁止法とフェアコンミ— 公正な経済を支える経済法秩序のあり方』、2017、327 - 347、査読無
- 長谷河 亜希子、Small business の保護とフランチャイズ規制 - オーストラリアに焦点を当てて、『経済法の現代的課題 舟田正之先生古稀祝賀』、2017、417 - 436、査読無

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。